

会費規定

定款第6条の規定に基づき、会員の会費規定を次のとおり定める。

(会費)

第1条 会費は年額次のとおりとする。

1. 正会員

- ①当連合会正会員はその正会員団体の構成正会員が100以下の会員は基本会費に100,000円と毎年度4月1日現在の構成正会員数に2,000円を乗じた金額の和とする。
- ②当連合会正会員はその正会員団体の構成正会員が101以上の会員は基本会費に100,000円と毎年度4月1日現在の構成正会員数のうち100社までは2,000円を乗じた額と100社を超える数は1,000円を乗じた金額の和とする。

2. 特別会員

特別会員の会費は、以下のとおりとする。

種別	会員規模	会費
特別会員A	会員101社以上	300,000円
特別会員B	会員100社以下	200,000円

3. 賛助会員

賛助会員の会費は、以下のとおりとする。

種別	企業規模	会費
賛助会員A	社員31人以上	300,000円
賛助会員B	社員30人以下	120,000円

4. 企業会員

20,000円とする。

(会費の納入)

第2条 会費の納入は、毎年6月末日までに納入するものとする。

(年度途中入会者の会費)

第3条 年度の途中に入会する会員の会費は、9月末日までに入会した場合の会費は全額とし、それ以降に入会した場合の会費は半額とする。

平成7年6月6日制定、 平成11年11月25日改定、 平成13年8月2日改定、
平成18年6月22日改定、 平成23年6月16日改定